

特定間伐等促進計画

長野県 下條村

平成25年10月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針や当地域の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの間伐の実施目標面積を次のとおりとする。また、伐採後の確実な再生林を含めた造林の実施を促進する。

間伐の目標面積 400 ha／8年間 (50 ha／年)

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」に従い、区域を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐 ～ (5) その他施設 別紙1～5のとおり
- (6) 事業実施箇所 別図のとおり

4 森林経営計画等に基づく森林施業の共同化等の推進

施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進するとともに、森林施業が長期的かつ継続的に実施されるよう、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の推進並びに提案型集約化施業の実施を推進する。

5 路網整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

林道と森林作業道が適切に組み合わせられた路網の整備を推進するとともに、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備や普及・定着を推進する。また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化を推進する。

6 間伐材の利用の推進

公共事業や地域における間伐材の利活用を積極的に進めるとともに、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築等を促進することにより、間伐材の利用を推進する。

7 人材の育成・確保等の推進

林業事業体における新規就業の円滑化や雇用の安定化、労働条件の改善等を積極的に支援するとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者及び林業事業体の育成等を推進する。

(別紙1)

市町村名 下條村

(1) 間伐

事業実施主体名	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号	交付金希望	備考
		字(大字)	林班	小班	施業番号	面積 (ha)	樹種	林相	林齢	立木材積 (m ³)	間伐方法	間伐立木材積 (m ³)	間伐率 (材積率) (%)			
飯伊森林組合	25	睦沢	29	に	22	0.28	その他広	単層	40	46	定性	14	30			
	25	陽阜	10	い	6イ	0.12	スギ	単層	50	10	定性	3	30			
	25	陽阜	10	い	6ロ	0.20	ヒノキ	単層	30	10	定性	3	30			
	25	睦沢	29	ほ	107ロハ	1.01	ヒノキ	単層	60	300	定性	91	30			
	25	睦沢	29	ほ	107イハ	0.58	ヒノキ	単層	40	67	定性	20	30			
	25	睦沢	29	ほ	110他	1.12	ヒノキ	単層	40	93	定性	28	30			
	25	睦沢	29	は	14	0.50	ヒノキ	単層	40	103	定性	31	30			
	25	睦沢	22	い	27	0.10	ヒノキ	単層	35	6	定性	2	33			
	25	陽阜	8	と	2イハ	1.27	ヒノキ	単層	40	213	定性	64	30			
	25	陽阜	8	と	2ロホ	0.18	ヒノキ	単層	18	43	定性	13	30			
	25	陽阜	7	い	13イ他	0.60	ヒノキ	単層	40	96	定性	29	30			
	25	陽阜	7	い	3.4ロ	0.10	ヒノキ	単層	40	52	定性	16	31			
	25	陽阜	7	い	4イ	0.30	ヒノキ	単層	20	53	定性	16	30			
	25	陽阜	8	と	1イ	0.10	ヒノキ	単層	25	15	定性	5	33			
	25	睦沢	30	ろ	30.31.32	0.80	ヒノキ	単層	35	200	定性	60	30			
	25	睦沢	22	い	20	0.10	ヒノキ	単層	50	20	定性	6	30			
	25	睦沢	27	に	63	0.39	ヒノキ	単層	30	46	定性	14	30			
	25	睦沢	24	い	7	1.00	ヒノキ	単層	60	560	定性	168	30			
	25	睦沢	23	は	22.23.28	1.50	ヒノキ	単層	40	239	定性	72	30			
	25	陽阜	17	に	17イロハ	1.70	ヒノキ	単層	25	118	定性	35	30			

